

第1回中野区公契約審議会 議事概要

開催日時・場所	令和5年8月18日（金）午後3時～ 中野区役所4階 庁議室
出席委員	武藤委員（会長） 阿世賀委員（会長代理） 進藤委員 大村委員 菊池委員 大辻委員
傍聴人	3名
審議案件	令和6年度 労働報酬下限額について
諮問について	令和6年度労働報酬下限額について、区長代理として総務部長から諮問書を受領
審議内容	事務局より説明 ①公契約条例の運用状況等について ②労働報酬下限額について
主な意見等	①公契約条例の運用状況等について ・工事に係る公契約条例遵守の報告書の記載方法についての問い合わせが下請業者から元請業者に入っている。制度の周知とあわせて、報告書の記載の仕方についても更なる説明が必要ではないか。 ・契約締結から1か月程度が報告書の提出時期の目安ということだが、下請業者もいる工事契約においては少し厳しいのではないか。 ②労働報酬下限額について ・区の適切な予算措置により、労働報酬下限額以上の報酬を労働者等に支払うことが出来ている。引き続き、庁内外に対する制度周知に努めて欲しい。 ・公務労働の対価という観点を重視しつつ、特別区人事委員会勧告の金額改定等を反映した令和6年度の労働報酬下限額の案を基に議論が出来ると良いと考える。
その他	事務局がいくつかの労働報酬下限額の案を示し、それを基に次の審議会において審議することを確認した。